

公益財団法人和歌山県農業公社
農地中間管理事業規程

(事業実施の基本方針)

第1条 公益財団法人和歌山県農業公社（以下「公社」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき和歌山県において作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が行う農地中間管理事業の実施区域は、和歌山県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の区域とする。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）
- 三 農業用施設の用に供される土地

2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。

(農地中間管理権の対象となる農用地等の基準)

第4条 公社が農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。）の対象とする農用地等は、原則として、借受希望者への貸し付けが見込まれる農用地等とし、次に掲げる農用地等については、対象としないものとする。なお、対象とする農用地等の詳細は別に定める。

- 一 再生不能と判断されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等。
- 二 立地条件や営農条件等からみて、借受希望者に貸し付けることができる可能性が著しく低いと認められる農用地等。
- 三 借受希望者の応募状況等からみて、借受希望者に貸し付けることができる可能性が著しく低いと認められる農用地等。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準)

第5条 公社は、適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

(借受けを希望する者の募集)

- 第6条** 法第17条第1項の規定に基づく借受希望者の募集は、原則として、毎年6月、9月、12月及び3月に30日程度の期間で市町村又はこれより小さい区域ごとに行う。この他に必要な場合には、追加して募集を行うことができる。なお、募集対象者の詳細は別に定める。
- 2 募集に当たっては、当該地区における農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）、当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）を明確にして募集するものとする。
 - 3 募集に当たっては、借受け希望者の借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件、借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別、借受けを希望する期間、現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）、当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）について明確にしてもらうものとする。
 - 4 募集は、インターネットの利用等により行うものとする。
 - 5 地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、地域内外の農業者や法人等に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。
 - 6 募集に応じた者については、その氏名又は名称、当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別、借受けを希望する農用地等の種別、面積、借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等を整理しインターネットの利用により公表するものとする。
 - 7 公社は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するように努め、また、法第18条第4項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)

- 第7条** 公社は、関係機関と連携を密にして、各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況、当該地域の担い手の状況、当該地域における機構を活用した農地流動化の機運の有無、当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通しを把握するとともに、機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。
- 2 公社は、貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。
 - 3 公社は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、借受希望者に可能な限り短時間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
 - 4 農地中間管理権取得業務の実施地域に存する農用地等について、その所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下同じ。）から農地中間管理権の設定を行いたい旨の申出があったときは、当該申出に係る農地中間管理権の取得に関する協議を行うものとする。
 - 5 公社は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合は、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。
 - 6 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

7 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、極力10年以上となるようにするものとする。

(農用地利用配分計画の決定の方法)

第8条 公社は、農地中間管理事業により貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
 - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
 - 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
 - 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- 2 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとし、そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件（品目・面積）との適合性により順次協議するものとする。
- 3 第2項以外の場合は、まず借受希望者の農用地希望区域の適合性により協議を行うものとし、そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件（品目、面積）との適合性、担い手の区分、現在経営している農用地等との位置関係により順次協議するものとする。
- 4 農用地利用配分計画の決定方法の詳細は別に定める。
- 5 貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- 6 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(農用地利用配分計画の変更)

第9条 公社は、農用地利用配分計画の決定後に貸借期間の延長等が生じた場合には、農用地利用配分計画を変更するものとする。なお、変更を行う場合には新たに貸付者の選定を行わないものとする。

(利用者の再設定)

第10条 公社は、地域における農用地の利用を最適な状態とする観点から、農地中間管理権を取得した農用地等の利用の再配分を適切に行うものとする。

(賃料の水準等)

第11条 公社が農地中間管理事業により農用地等を借り受ける場合における賃料及び貸し付ける場合における賃料については、当該地域における整備状況等と同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、公社が相手方と協議の上決定するものとする。

- 2 公社の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

(契約等の解除)

第12条 公社は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、和歌山県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後1年間を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

2 解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)

第13条 公社は、当該農用地等が所有者から10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、法第2条第3項第3号の業務（以下「利用条件改善業務」という。）を行うものとする。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第14条 公社の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

(市町村（農業委員会を含む）との関係)

第15条 公社は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む。）との連携を密にして、業務を推進するものとする。とくに、人・農地プランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

2 公社は、原則として全ての市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

3 公社は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と該当委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

(業務委託)

第16条 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手・借受希望者との交渉、利用条件改善業務の実施、中間管理業務の実施、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等）について、公社は、市町村、地域農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、和歌山県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

2 賃料の収受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、和歌山県知事の承認を受けて、委託するものとする。

(農地中間管理事業評価委員会)

第17条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見をこの法人の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業計画等)

第18条 公社は、法第9条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、和歌山県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 公社は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書をインターネットを利用して公表するものとする。

3 公社は、法第9条第4項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後3月以内に、和歌山県知事に提出するとともに、これらをインターネット等を利用して公表するものとする。

(区分経理)

第19条 公社は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。

2 公社は、農地貸付信託事業を行っている場合には、他の農地中間管理事業に係る経理と区分して経理するとともに、農地貸付信託事業に係る経理においては、貸付信託契約ごとに、その収支を明らかにするものとする。

(帳簿の記載)

第20条 公社は、法第11条の規定に基づき、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、貸付条件、賃貸料の受領額及び受領の年月日、賃借料の支払額及び支払いの年月日その他必要な事項を記載し、これを5年間保存するものとする。

(事業の休廃止)

第21条 公社は、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、和歌山県知事の認可を受けるものとする。

(附則)

この規程は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。(平成26年6月4日)

この規程は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。(平成27年5月14日)

この規程は、和歌山県知事の認可があった日から施行する。(平成29年9月20日)